

「中小企業・個人事業者のための事業復活支援金」

申請に係る事前確認について

はじめに

※今回黒石商工会議所にて行える事業復活支援金のお手続きにつきましては、営業実態の確認が必要となることから、黒石商工会議所の**会員事業所のみ**受付いたします。ご理解のほどよろしくお願いたします。

※来所につきましては必ず事前にご予約いただきますようお願いいたします。

「一時支援金」または「月次支援金」を受給された事業所について

後述の事前確認（裏面4・5）のお手続きが不要となり、申請のお手続きが簡単になります。下記の情報・書類をご確認の上、お問い合わせください。

- ①上記支援金を申請した際のログインID・パスワード
- ②【個人】平成30年・令和元年・令和2年分の申告書、青色申告の場合は各年度の決算書（※詳しくは**個人用別紙①**をご確認ください。）
【法人】**法人用別紙①**の裏面をご確認いただき、必要となる事業年度分の**確定申告書**と**法人概況説明書**をご用意ください（最大3期分）
- ③令和3年11月～令和4年3月の各月の**売上台帳**（ご用意できる月分）

1. 給付対象となり得る方

- ① 新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う、需要の減少や供給の制約により大きな影響を受けていること（**別紙②**表面の要件に一つでも当てはまること）
- ② 上記の理由により、自らの事業判断によらずに対象月（令和3年11月～令和4年3月のうちひと月）の売上が基準期間の同月と比べて、**50%以上**または**30～50%未満減少**していること

2. 給付額

個人事業者等：上限50万円 法人等：上限250万円

※対象月（令和3年11月～令和4年3月のうちひと月）の売上金額により、給付額が上限に達しない場合がございます

※法人事業所は年間売上高によって上限額が変わります。年間売上高は対象月と比べる過去の月（売上が高かった月）が含まれる会計期間のものとなります。

3. 申請期間について

事前確認手続：令和4年5月27日（金）まで

申請手続：令和4年5月30日（月）まで

※黒石商工会議所の営業時間や、申請者が書類準備に要する時間等を見込み、事業復活支援金事務局が公表している申請期間と一部異なっております。

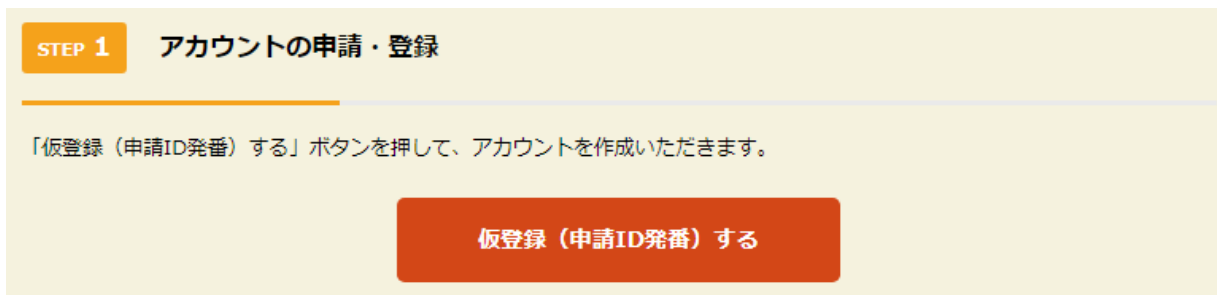
裏面へつづく

4. 申請を行うには「事前確認」が必要です

本支援金の申請はオンラインでの申請となります。不正受給防止のため事前に登録確認機関で営業実態の確認を受ける必要があります。登録確認機関とは商工会議所・工業・事業性融資を受けている金融機関等です。

5. 当所での「事前確認」について（手数料不要）

- ① 「事業復活支援金ホームページ」 (<https://jigyoun-fukkatsu.go.jp/index.html>) のSTEP1「アカウントの申請・登録」からメールアドレスや電話番号などの必要事項を入力し「申請ID」（C+数字9桁）を取得していただきます。



【 必要事項を入力し送信（仮登録） → 自動返信メールが到着 → メール本文より本登録 】

※本登録する際に設定していただく ログインID と パスワード を必ずメモしてください。
(事前確認の際は不要ですが、当所にて申請サポートを行う際に必要となります)

- ② **別紙②**の内容（感染症の影響確認・質問リスト）をご確認いただき、黒石商工会議所までご連絡ください。[TEL: 0172-52-4316]

事前確認終了後、申請時に必要となる書類につきまして
は、**別紙①**をご確認いただきますようお願いいたします

制度内容等に関するお問い合わせ	本案内について または事前確認・申請手続きのサポート ・来所予約に関するご連絡先
事業復活支援金 事務局 受付時間： 8：30～19：00（全日対応） 電話番号： <u>0120-789-140</u>	黒石商工会議所 受付時間： 8：30～17：00（平日のみ） 電話番号： <u>0172-52-4316</u>
【お問い合わせ内容例】 「事業復活支援金について詳しく聞きたい」	【お問い合わせ内容例】 「オンライン申請が苦手（できない）ので申請を手伝ってほしい」 「申請サポートの予約を入れたい」